

11 質の高い教育を支える環境の整備

施策展開の方向性②

教員一人一人の健康保持の実現を図ります

【施策の必要性】

学校教育を推進していくためには、教員一人一人が心身ともに健康であることが大前提です。

平成 26 年には労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、翌平成 27 年には改正「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック制度」に関する厚生労働省令が出されました。

また、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴う改正後の「労働安全衛生法」が、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。

これらの制度改正は、社会の情勢や働く環境が変化する中で、労働者が様々なストレスを感じ続けることで精神的な負担が次第に大きくなってきたことに対応したものであり、教員も対象となっています。

メンタルヘルス不調を未然に防止し、こころの健康の保持・増進を図っていくためには、日頃からこころの健康について、教員自身に関心をもつことが何より重要です。しかし、メンタルヘルス不調は、潜在的なストレスにより発生し、徐々に進行するため、本人も気づきにくいことが特徴です。

また、教員のこころの健康問題は、児童・生徒に与える影響も大きいいため、周囲の適切な対応も必要です。

このため、心身ともに健康な教員、ストレス等によりこころの不調が出始めている教員、そして既にメンタルヘルス不調に陥ってしまった教員など、その状態に応じたメンタルヘルス対策を推進する必要があります。さらに、メンタルヘルス対策を効果的に推進するためには、教員一人一人の意識に加え、管理監督者も積極的に関与し、常に職場環境や教員の状況を的確に把握して、予防に関わる取組を、継続的かつ計画的に実施していくことが重要です。

1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部・人事部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 啓発

- (ア) 全教職員にメンタルヘルスに関する啓発冊子を配布
- (イ) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナーに臨床心理士等を講師として派遣

イ ストレスチェック等の実施

都立学校教職員のメンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックを実施するとともに、ストレスチェック結果に基づく集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣を実施する。ストレスチェックについては、教員のストレス要因をより適切に把握するために新たに作成した教員向けストレスチェック調査票を活用する。

11 質の高い教育を支える環境の整備

ウ 早期相談体制の充実

精神的な不調を覚えた早期の段階で相談できるよう、土曜日及び日曜日に臨床心理士等による個別相談室を開設する他、勤務時間外にも利用できる電話相談（平日正午から午後8時まで）やメール相談を行い、気軽に相談できる支援体制を図っている。

また、新規採用教員等に対して、臨床心理士等が学校を訪問し、個別カウンセリングを行う取組も実施している。

エ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が不在の場合には、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、カウンセリング等によるこころのケアとともに、セルフケアやラインケア等に関する知識付与等を内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

オ 職場復帰支援

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として医療機関や所属学校における職場復帰訓練を実施する。リワークプラザ東京（都が設置する職場復帰訓練の拠点）では、学校における職場復帰訓練に対して、精神科医による面接、復職アドバイザー（臨床心理士等）の配置、職場復帰訓練に関する問合せ対応等、復職に向けた支援を行う。

(2) 都立学校教職員の健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診並びに高気圧業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、情報機器健診、腰痛健診、C型肝炎ウィルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、巡回健診の日程確保や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理

ア 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供している。また、各都立学校は、安全衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者等を選任し、配置している。

イ 長時間労働者への面接指導

労働安全衛生法の改正等に伴い、令和元年度から拡充した産業医による長時間労働者への面接指導制度に基づき、長時間労働が著しい者については、対象となる要件により本人の申出なしに面接指導を実施する。

ウ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

エ 衛生管理者の資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

オ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

(4) 教職員向けメンタルヘルス対策出張相談事業

都内公立学校にメンタルヘルス相談員（臨床心理士等）を派遣し、原則として当該学校に所属する全教職員との面談を実施するとともに、面談を通じて、メンタルヘルスケアが必要な教職員を早期に発見し必要に応じて産業医や病院等の専門機関との接続を行うことで、精神疾患による病気休職者の発生を未然に防ぐ。

施策展開の方向性⑳

質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了しました。また、区市町村立学校においては、令和 4 年 4 月 1 日現在、耐震化率は 99.7%となっています。

発災時において、学校施設が児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び小学校・中学校における震災対策を推進していく必要があります。

また、都立学校及び小学校・中学校において、夏季における良好な教育環境を確保するため、学校施設における空調設備の整備を進めていくことが必要です。

さらには、「よく分かる授業」を実現するため、全都立学校に導入したデジタル機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業により、思考力・判断力・表現力等を伸ばせるようにすることが重要です。加えて、教員の働き方改革の観点からも、デジタル機器の活用により校務情報の一元化を図るなど、業務の効率化を図るための仕組みを構築していかなければなりません。

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進

学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、国庫補助に加え、都独自の支援事業を時限的に実施し、公立小・中学校等の耐震化の推進を図ってきた。

また、東日本大震災を契機にその重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

(2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進

大阪北部地震を契機に、その重要性が認識されたブロック塀等の安全対策について、平成 30 年度から、国庫補助に加え、区市町村への財政支援を行っている。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施する。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用する。

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童・生徒を育成するため、令和元年度から、区市町村が国庫補助事業により行う木材を活用する施設整備事業のうち、国産木材を活用する事業に対して支援事業を開始した。令和 2 年度からは、国庫補助事業で対象としていない小規模な施設整備や物品購入を都独自に支援することにより、学校施設における国産木材の活用を促進している。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進

国産木材の利用推進に資するため、都立学校のプール塀等に国産木材を活用する。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、平成 22 年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を行い、公立学校施設の冷房化の支援を実施してきた。平成 26 年度からは防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）を、平成 27 年度からは普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）を、令和元年度からは給食室を支援対象に加え、区市町村の学校教育環境整備が推進されるよう支援を行っている。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置支援事業

児童・生徒の良好な教育環境の確保と被災時の避難所機能の強化のため、公立小・中学校の学校体育館等へ空調設置を行う区市町村に対し、都独自の補助制度を平成 30 年度から実施している。

ア 国の補助制度を活用した空調設置に対する支援

特別教室等と同様に国の補助金を活用し、体育館等へ空調設備の設置を行う区市町村に対し支援を実施している。

イ リース方式を活用した空調設置に対する支援

国が施設整備補助の対象としていない、区市町村がリース契約により行う体育館等への空調設備の整備についても、令和元年度から支援を実施している。

(3) 都立学校における空調設備の整備

都立高等学校の体育館については、改築工事中の1校を除き令和3年度末までに全て完了した。令和4年度から、武道場等への空調設備の整備を進める。

また、都立高等学校の特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設備の設置を進め、教育環境の改善を図る。

5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、平成29年度から、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を行っている。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進める。

6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、都立学校の改築工事等を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、既存校舎についても、施工部署である財務局及び環境局と連携しながら設置を加速化していく。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築工事等の際、原則としてLED照明とするなど、都立学校のLED化を順次進める。

7 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）（再掲）

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるGIGAスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施する。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人1台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活

11 質の高い教育を支える環境の整備

用支援員の配置経費の一部を都独自で補助する。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) AI教材やデジタル教科書等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、学習履歴や校務系データ等の蓄積・分析・指導等への活用における実証研究を行う推進校（TOKYO教育DX推進校）を19校（高等学校及び中等教育学校）指定した。

(イ) 子供たちの学びへの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、先端技術（センシング、VR、AR）を活用した実践的な研究を行う推進校（先端技術推進校）を3校（高等学校）指定した。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

令和3年度に都立高校全校に導入した定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進する。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校への校内無線LAN整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT支援員）を引き続き都立学校全校へ常駐配置する。

(イ) 未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解するため「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施する。

エ 教育用ダッシュボードの構築

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及びデータ分析の有用性について検証を進め、統合型校務支援システムと統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードとその分析基盤を構築する。

オ 教育用ICTネットワークの更改

(ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。

(イ) 各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ 校内無線LAN環境の整備

(ア) 令和3年度中に都立学校全校の校内無線LAN環境の整備が完了した。

(イ) 令和4年度は高校一人1台端末の導入やオンラインを活用した双方向型授業等の実施機会の増加による通信量増を見据え、全都立学校（島しょを除く。）の通信環境の増強を行う。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進する。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度入学生の生徒所有一人1台端末についても、端末調

達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進める。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和4年4月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図る。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DXの支援

統合型校務支援システムなどの導入に向けた各町村教育委員会や学校など関係者との連絡調整及び詳細検討を行う。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

(ア) 島しょ地域の高校から大学に進学した卒業生をチューターとして募集し、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る枠組みを構築する。

(イ) 指導教諭の授業を動画配信し、島しょ地域の教員の学習機会を確保する。